

幼稚園の教員等人材確保支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 知事は、広島県内に私立幼稚園を設置する学校法人における教職員の処遇改善を行う上で必要となる経費に対し、予算の範囲内で幼稚園の教員等人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

- 2 この要綱において、「教職員」とは、幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。以下同じ。）に所属する教職員（非常勤の職員を含み、法人の役員を兼務する園長及び延長保育、預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員を除く。）とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、広島県内に幼稚園を設置する学校法人とする。

- 2 知事は、前項の学校法人が次項の要件を満たした補助事業（次の各号に該当する事業をいう。）を実施した場合の補助対象経費に対し補助する。

- (1) 令和5年3月31日までに幼稚園の教育体制支援継続事業補助金交付要綱（令和5年2月7日施行）第2条に定められた事業（以下「支援継続事業」という。）を実施していた幼稚園が行う同日までと同等以上の教職員の賃金改善に係る事業

- (2) 令和5年4月1日以降新たに支援継続事業と同様の事業を実施する幼稚園が行う支援継続事業と同等以上の教職員の賃金改善に係る事業

- 3 補助事業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 教職員に対し、継続して賃金改善（雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前（支援継続事業を実施していた場合は、支援継続事業実施前）に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。）を行うこと。

- (2) 補助事業による賃金改善に係る計画書を有し、計画の具体的な内容を教職員に周知していること。

- (3) 補助事業により交付される補助金を、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てることとしていること。

- (4) 補助事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

- (5) 給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶものであること、あるいは後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。

- 4 第2項に規定する補助対象経費は、幼稚園における教職員の処遇改善のため、賃金上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を一人当たり月額15,000円程度引き上げるために必要な経費として知事が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、提出部数は1部とする。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が別に定める日までに、前項の補助金交付申

請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 知事は前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、様式第2号により補助金の交付の決定を行い、補助事業者へ通知するものとする。

2 規則第5条第1項、第2項又は第3項の規定により交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が補助事業について、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、これに応じること。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取り下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、第4条第1項の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による補助金に係る実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日または補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の翌年度の4月3日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第7条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を様式第6号により確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、第8条第1項ただし書に規定する概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第16条第1項の規定により、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払で交付を受ける者は、規則第16条第2項の規定による概算払交付請求書の提出は不要とする。

3 第1項の規定による概算払を受けた者は、知事が別に指定する日までに様式第7号を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、規則第17条第1項、第2項若しくは第3項に規定する場合又は第4条第2項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合のほか、次の掲げる場合には補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、県に提出した補助金の基礎となる資料について故意又は重大な過失により事実と異なる申請・報告をしたと認められる場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 広島県私立幼稚園教員確保支援補助金交付要綱（平成30年9月13日制定）は、令和4年度事業をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。